

上司からの厳しい叱責は指導かパワハラか？ —職場におけるパワーハラスメントと労働法

近年、パワハラが職場において深刻な問題となっており、2022年4月にはパワハラ防止措置が全企業において義務化されました。しかし、正当な指導と違法なパワハラの境界線は明確とはいえません。本講座は、どのような行為がパワハラになるか、パワハラを受けた労働者はどのような法的救済を受けることができるかを解説します。

10月16日（水）

10:00～11:30

講師

佐々木 達也

名古屋学院大学法学部准教授。

専門は労働法学。メンタルヘルス不調の労働者に関する法的問題や解雇法理について研究しています。

受講者へのメッセージ

労働法の知識は全く必要ありません。

労働問題に法的視点から光を当てて、一緒に考えていきましょう。

講義の対象

興味のある方ならどなたでも

定員

20名

受講料

1,000円